

# 大阪市海老江下水処理場改築更新事業

## 落札者決定基準

(平成 29 年 2 月 10 日修正版)

平成 28 年 11 月

大 阪 市 建 設 局

# 大阪市海老江下水処理場改築更新事業 落札者決定基準

## 目 次

<b>第1 総則</b> .....	<b>1</b>
1. 本書の位置づけ .....	1
<b>第2 審査方式</b> .....	<b>1</b>
<b>第3 審査の枠組み</b> .....	<b>1</b>
1. 参加資格審査 .....	1
2. 提案書審査 .....	1
3. 事業者の選定方法 .....	1
<b>第4 事業者選定の手順</b> .....	<b>2</b>
<b>第5 参加資格審査</b> .....	<b>3</b>
1. 入札参加者の構成 .....	3
2. 入札参加者の参加資格要件 .....	4
3. 入札参加者の SPC に対する出資要件 .....	6
4. 入札参加者の制限 .....	6
<b>第6 入札価格の確認</b> .....	<b>8</b>
<b>第7 基礎審査</b> .....	<b>8</b>
<b>第8 提案内容評価</b> .....	<b>9</b>
1. 提案内容評価の考え方 .....	9
2. 提案内容評価の審査項目及び配点 .....	9
3. 提案内容の審査項目の得点化方法 .....	10
4. 提案価格の得点化方法 .....	11
<b>第9 落札者の決定</b> .....	<b>12</b>
<b>別表</b> .....	<b>13</b>

## 第1 総則

### 1. 本書の位置づけ

本落札者決定基準は、大阪市（以下、「市」という。）が実施する「大阪市海老江下水処理場改築更新事業」（以下、「本事業」という。）の設計・建設及び保全管理に関し、実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体となるものである。

落札者決定基準は、事業者を選定するに当たって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

## 第2 審査方式

本事業は、設計・建設段階から保全管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の選定に当たっては、「設計・建設及び維持管理サービスの対価の額」並びに「事業運営能力、設計・建設及び維持管理能力等その他の条件」により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：地方自治法施行令第167条の10の2）する。

## 第3 審査の枠組み

審査は「参加資格審査」と「提案書審査」の2段階に分けて実施する。

### 1. 参加資格審査

参加資格審査では、入札参加者の参加資格要件について確認する。

### 2. 提案書審査

提案書審査では、入札価格を確認した後、基礎審査（必須項目審査）及び提案内容評価の2段階により審査を行う。基礎審査において、入札参加者の提案内容が要求水準を満たさない場合には、当該入札参加者は失格となる。

### 3. 事業者の選定方法

最優秀提案選定のための提案書審査は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な評価を行うために設置しているPFI事業検討会議（以下「事業検討会議」という。）に諮り、検討会委員の意見等を聴いた上で、大阪市で行う。

## 第4 事業者選定の手順

本事業における事業者の選定は、次の手順で実施する。

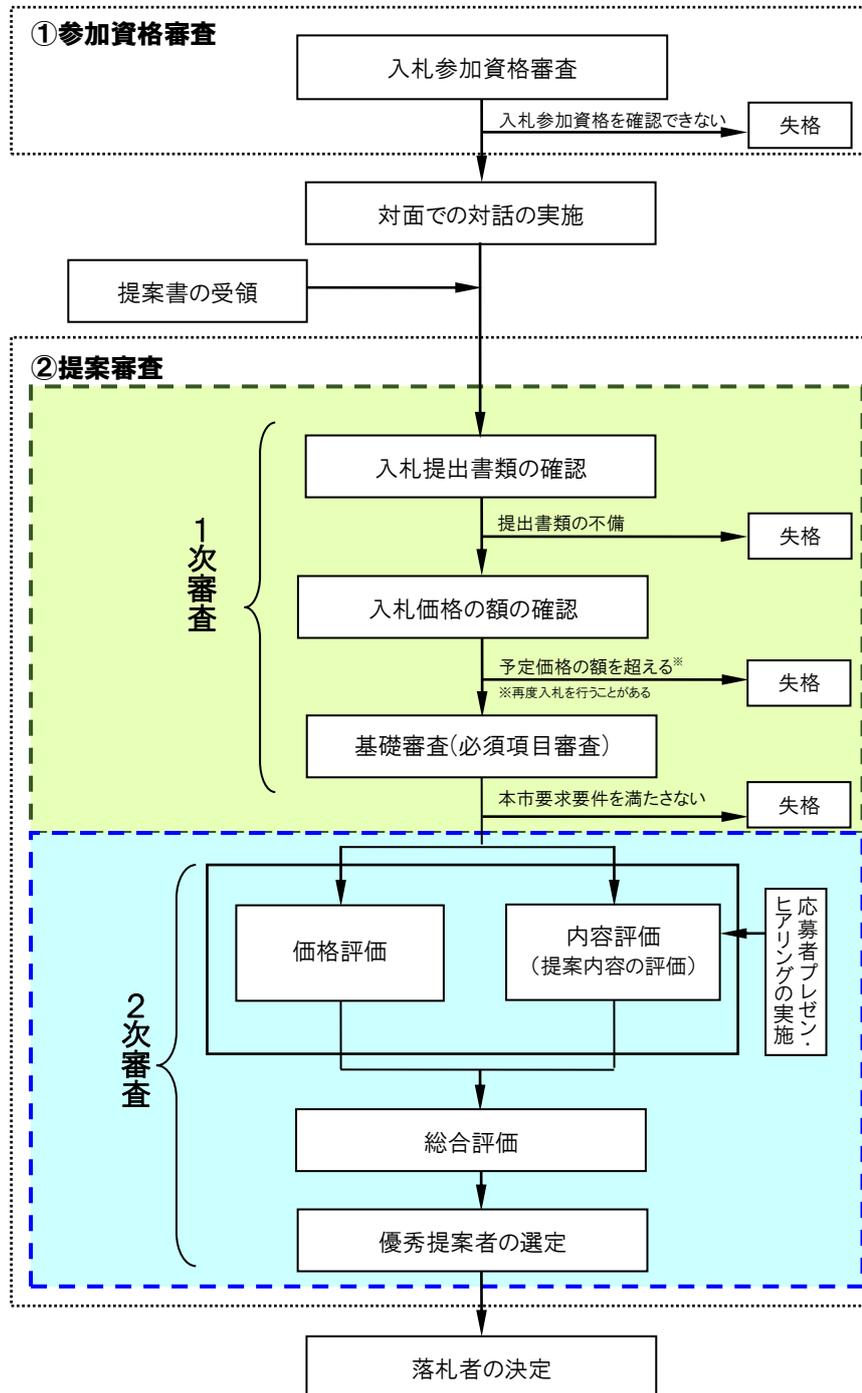


図 1-1 事業者選定の手順

## 第5 参加資格審査

本市は、資格確認申請書から、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

参加資格要件の確認の基準日は、参加表明書及び資格確認申請書の提出締切日とする。

### 1. 入札参加者の構成

- ① 入札参加者は、企業グループであって、構成される企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。
- ② 本事業を実施する者として選定された入札参加者は、特別目的会社（以下、「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市内に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、市に対し、事前に書面で通知するものとする。
- ③ 入札参加者は、構成員（代表企業を含み、SPCから直接に業務の受託・請負をし、SPCに出資する企業）の企業名、協力企業（SPCから直接に業務の受託・請負をするが、SPCには出資しない企業）の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において、明らかにするものとする。
- ④ SPCが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。

また、事業期間中の持株比率の変更については、(a)性能評価検証期間の開始前1か月間と、(b)保全管理期間の開始前1か月間に限り認めるが、(a)の場合は性能評価検証業務を主に担当する構成員（経営不振の状態である企業は除く）が代表企業となること、(b)の場合は保全管理業務を主に担当する構成員（経営不振の状態である企業は除く）が代表企業となることを条件とする。ただし、事業開始当初の構成員は、その保有する株式の全部を第三者に譲渡してはならない。なお、それ以外にも市との協議により事業期間中の持株比率の変更を認めることがある。

ここで、経営不振の状態とは、下記4.④に示すとおりである。一方、性能評価検証業務を主に担当する構成員とは、3系水処理設備に係る運転管理業務又は保守点検業務を担当する構成員をいい、保全管理業務を主に担当する構成員とは、3系水処理設備に係る保守点検業務又は改築・修繕業務を担当する構成員をいう。

- ⑤ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として重複参加できないものとする。
- ⑥ 入札に参加しようとする企業の2者が、次のいずれかの関係に該当する場合は、その2者は、別の入札参加者の構成員又は協力企業として参加することはできないものとする。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ⑦ 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

④親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、⑦については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

⑦一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

⑧一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ 以下のいずれかに該当する2者の場合

⑨一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

⑩一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

⑪一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

⑫一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

#### エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑦ 入札参加者の構成員及び協力企業の変更について、資格確認申請書受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、事業提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。

## 2. 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は少なくとも「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」で構成されるものとし、各企業は構成員又は協力企業として、参加資格の資格確認基準日において、担当する業務について以下の参加資格要件を満たすことを必要とする。

ここで、入札参加者の資格要件における高度処理方式とは、以下のいずれかの処理方式とする。

- ・循環式硝化脱窒法（有機物や凝集剤を添加するものや急速濾過法を併用するものを含む）
- ・嫌気無酸素好気法（有機物や凝集剤を添加するものや急速濾過法を併用するものを含む）
- ・循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を併用するものを含む）

また、下水処理施設に係る設計、建設及び維持管理業務の実績については、下水処理施設の主要な施設が全て含まれていること。例えば、循環式硝化脱窒法における主要な施設とは、最初沈殿池、反応槽及び最終沈殿池とする。なお、必ずしも同一の下水処理施設内の主要な施設の実績ではなく、別の下水処理施設の実績を合わせることも可とする。ただし、土木一式工事及び建築一式工事、電気工事における主要な施設又は設備については、それぞれ②ウ、②オに定めるものとする。

### ① 設計企業

設計企業は、次のアからウまでの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、アについては全ての設計業務を担当する構成員及び協力企業が満たすものとする。イからウまでの要件については、各設計業務を担当する構成員及び協力企業のうち少なくとも1者が満たすことで足りる。

ア「平成 28・29 年度大阪市入札参加資格」における「建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行なうこと。

イ 建築士法第 23 条の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。

併せて、平成 18 年度以降の公共下水道、流域下水道における処理能力 1 万 3 千  $m^3$ /日以上  
の高度処理方式の下水処理施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る設計業務の履行  
実績を有していること。土木建築、機械及び電気の設計実績全てを有することが必要だが、  
必ずしも同一の下水処理施設の実績ではなく、別の下水処理施設の実績を合わせることも可  
とする。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

ウ 平成 18 年度以降において、外径 4,000mm 以上のシールド工事に係る設計業務の履行実績を  
有していること。

## ② 建設企業

建設企業は、次のアからカまでの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する  
場合は、建設業務を担当する全ての企業はアからイまでの要件を満たすものとし、ウからカまで  
の要件については、各業務を担当する構成員及び協力企業のうち少なくとも 1 者が満たすことで  
足りる。

ア 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種  
類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 本事業において担当する工事の種類について、「平成 27・28 年度大阪市入札参加資格」の認  
定を受けていること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、  
入札参加資格審査の申請を行なうこと。

ウ 土木一式工事及び建築一式工事について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査  
の結果の総合評定値が、1,100 点以上であること。なお、参加資格の資格確認基準日におい  
て有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。また、経営事項  
審査の審査基準日が 1 年 7 ヶ月以上経過していないこと。

併せて、土木一式工事について、平成 13 年度以降の公共下水道、流域下水道における処  
理能力 1 万 3 千  $m^3$ /日以上  
の下水処理施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る整備  
（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）の履行実績を有していること。なお、新設工  
事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

また、実績の対象となる主要な施設は、最初沈殿池、反応槽及び最終沈殿池のいずれか一  
つとする。

エ 機械工事について、平成 13 年度以降の公共下水道、流域下水道における処理能力 1 万 3 千  
 $m^3$ /日以上  
の高度処理方式の水処理設備（又はこれと同等と市が認めるもの）の整備（共同企  
業体での実績の場合は代表者に限る）に係る履行実績（ただし、最初沈殿池及び最終沈殿池  
の履行実績は処理能力及び処理方式を問わない）を有していること。なお、新設工事のみで  
なく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

オ 電気工事について、平成 13 年度以降の公共下水道、流域下水道における処理能力 1 万 3 千  
 $m^3$ /日以上  
の高度処理方式の水処理制御設備（又はこれと同等と市が認めるもの）の整備（共  
同企業体での実績の場合は代表者に限る）に係る履行実績を有していること。なお、新設工  
事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

また、実績の対象となる制御設備は、以下のいずれか一つとする。

- ・反応槽設備
- ・水処理送風機設備
- ・最初沈殿池又は最終沈殿池汚泥引抜設備

カ シールド工事について、平成 13 年度以降において、外径 4,000mm 以上のシールド工事（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）の履行実績を有していること。

### ③ 維持管理企業

維持管理企業は、性能評価検証業務、保全管理業務を実施する者であり、次のアからイまでの要件を満たしていること。複数の維持管理企業で業務を分担する場合は、アについては全ての維持管理業務を担当する構成員及び協力企業が満たすこととする。そのうち、性能評価検証業務を担当する少なくとも 1 者がイの要件も満たすこと。

ア 機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む）に関する「平成 27・28 年度大阪市入札参加資格」の認定を受けていること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行なうこと。

イ 平成 18 年度以降の公共下水道、流域下水道における現有処理能力 1 万 3 千 m<sup>3</sup>/日以上的高度処理方式下水処理施設（又はこれと同等と市が認めるもの）の運転管理の履行実績（契約が完了していない実績も認めるが、1 年以上の履行実績を有するものに限る）を有していること。

## 3. 入札参加者の SPC に対する出資要件

次の①から④までの要件を満たす各企業は、SPC に対して必ず出資を行なうこと。ただし、複数企業が当該要件を満たす場合は、少なくとも 1 社が出資することで足りる。

- ①土木一式工事及び建築一式工事を行なう者で、上記 2 ②ウの要件を満たす企業
- ②機械工事を行なう者で、上記 2 ②エの要件を満たす企業
- ③電気工事を行なう者で、上記 2 ②オの要件を満たす企業
- ④性能評価検証業務を行なう者で、上記 2 ③イの要件を満たす企業

## 4. 入札参加者の制限

入札参加者の構成員及び協力企業は、参加資格の資格確認基準日において、以下の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。なお、資格確認基準日以降においても入札参加者の構成員及び協力企業が以下の参加要件に満たさないこととなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

- ① 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ③ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市 PFI 事業検討会議の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本金面若しくは人事面において関連がない者であること。
- ④ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告が

されたとき、破産手続開始の申立てがされたとき、特別精算開始の申立てがされたとき、及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。また、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき（ただし、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている場合を除く）をいう。）にない者であること。

- ⑤ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。
- ⑥ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑦ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑧ 入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

ア パシフィックコンサルタンツ株式会社

イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

## 第6 入札価格の確認

本市は、開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

なお、本入札については入札参加者が1者であった場合でも執行するものとする。

また、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合、再度入札を行うことがある。

## 第7 基礎審査

検討会委員は、別途様式で定める技術提案書等に記載された内容が、表 1-1 に示す「**基礎審査項目**」を満たしていることを確認する。

入札参加者の提案内容が必須項目を満たさない場合は、当該入札参加者は失格とする。必須項目を満たしていることが確認された者の提案書について、提案内容評価を行う。

提案書に記載された内容から確認する基礎審査項目は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 基礎審査項目

項目	確認内容
1) 事業計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業費の算出根拠が明示され、各提出書類と整合が取れていること。</li><li>● 長期収支計画が正しく計算されていること。</li><li>● 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと。</li></ul>
2) 設計・建設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 要求水準書に示す要求水準と同等以上の仕様であること。</li><li>● 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと。</li></ul>
3) 施設の保全管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 要求水準書に示す要求水準と同等以上の仕様であること。</li><li>● 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと。</li></ul>

## 第8 提案内容評価

### 1. 提案内容評価の考え方

入札価格額（以下「提案価格」という。）及び提案書等に記載された提案内容について、提案内容評価として総合的に審査を行う。

提案内容評価は、評価過程で検討会委員の意見を聴きながら市が実施する。

提案内容については「3 提案内容の審査項目の得点化方法」に従って得点化を行い内容点とし、提案価格については「4 提案価格の得点化方法」に従い得点化を行い価格点とする。

総合評価点（内容点と価格点の合計）が最も高い提案を行った入札参加者を優秀提案者として選定する。

### 2. 提案内容評価の審査項目及び配点

提案内容評価の審査項目及び配点は、本市が本事業に対して入札参加者の創意工夫や技術力、ノウハウ等の発揮を大いに期待して設定したものである。

加算審査項目の配点及び評価内容等については別表に示す。

表 1-2 提案内容評価の分類と配点

大項目	中項目	配点
(1) 事業計画の実現性・安定性に関する事項	①事業実施の基本方針 ②各企業の役割分担及び関係等 ③PFI事業者の財務の健全性及び安定性の確保 ④リスク管理 ⑤事業モニタリング	14点
(2) 設計及び建設業務の信頼性・安定性に関する事項	①施設計画 ②施設性能 ③施設の耐久性 ④施設の拡張性・更新機能 ⑤危機管理機能 ⑥既存施設との連携性 ⑦設計・建設業務の実施体制等 ⑧施工計画	37点
(3) 性能評価検証業務の信頼性・安定性に関する事項	①性能評価検証業務の実施体制等 ②維持管理運営計画 ③性能評価検証業務 ④市への引継業務	13点
(4) 保全管理業務の信頼性・安定性に関する事項	①保全管理業務の実施体制等 ②保全管理計画	7点
(5) 環境保全に関する事項	①施工時の環境保全性能 ②施設の環境保全性能 ③土壌汚染対策 ④温室効果ガス削減効果 ⑤下水道資源、エネルギーの利活用	16点
(6) その他の独自提案	①場内整備、上部利用※ ②民間収益施設（賃料等） ③地域の活性化 ④雨水滞水池の整備削減効果 ⑤その他の独自提案	13点
提案内容評価（(1) から (6) の提案項目の小計（提案内容点）		100点
(7) 既存施設への影響	①既設特高受変電、自家発電設備	-2点
	②既設汚泥濃縮設備	-1点
提案内容減点評価（(7) の提案項目の小計（提案内容から減点）		-3点
価格評価（（入札）価格点）		60点
価格評価（（LCC提案）価格点）		40点
合計（総合評価点）		200点

※上部利用施設へのアクセス道路は景観デザインの評価対象外

### 3. 提案内容の審査項目の得点化方法

提案内容の評価については、評価項目の内容に応じ、「定性評価」と「定量評価」に分けて採点基準を設定する。

定性評価	各中項目の提案内容に対する定性評価を、A～Eといった段階評価により行い、提案内容点を付与。
定量評価	各応募者の提案数値をもとに事前に公表する算定式に基づき、提案内容点を付与

提案内容の審査においては、別表の審査項目ごとに審査を行う。

#### (1) 定性評価

定性評価は要求水準を上回る提案内容について、表 1-3「提案内容の審査項目の得点化方法」に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 1-3 提案内容の審査項目の得点化方法

判断基準	評価	得点化方法
・当該審査項目について特に秀でて優れている点が認められる	A	配点×1.00
・当該審査項目について秀でて優れている点が認められる	B	配点×0.75
・当該審査項目について優れている点が認められる	C	配点×0.50
・当該審査項目についてわずかに優れている点が認められる	D	配点×0.25
・当該審査項目について優れている点が認められない	E	配点×0.00

#### (2) 定量評価

提案内容のうち、各応募者から数値として提案を受ける以下の項目については、下記の算定方法・算式等で定量評価を行う。

##### ➤ (5) 環境保全に関する事項 ④温室効果ガス削減効果

施設供用後の温室効果ガス排出量の多寡を評価する

【算定式】: 評価点 = 2.0 点(本項目配点) × 応募者最小排出量 / 応募者排出量

##### ➤ (6) その他の独自提案 ②民間収益施設(賃料等)

上部利用の民間収益施設について、市へ支払う賃料等の多寡を評価する。

【算定式】: 評価点 = (2.0 点(本項目配点) × (応募者提案賃料単価 / 応募者最大賃料単価) × (応募者収益施設利用期間 / 14 年 4 カ月) × (応募者収益施設利用面積 / 上部利用全体面積)

##### ➤ (6) その他の独自提案 ④雨水滞水池の整備削減効果

事業者が提案する水処理方法による雨水滞水池整備の削減効果を評価する

【算定式】: 評価点 = 2.0 点(本項目配点)(雨天時放流負荷 3.0t/日以下)、  
= 0 点(雨天時放流負荷 3.0t/日を超え 3.3t/日以下)

##### ➤ (7) 既存施設への影響 ①既設特高受変電、自家発電設備、②既設汚泥濃縮設備

事業者が提案する水処理方法により、特別高圧受変電設備、自家発電設備の改造が必要となる場合の追加設備容量及び汚泥濃縮設備の整備容量を評価する。本項目は、別途大阪市で対応が必要であるため、マイナス評価とする。

【算定式】: ①評価点 = -2 点(本項目配点) × 応募者提案増設容量 / 応募者最大増設容量

②評価点 = -1 点(本項目配点) × 応募者提案増設容量 / 応募者最大増設容量

#### 4. 提案価格の得点化方法

提案価格は、入札価格とライフサイクルコスト（以下「LCC」と略す）により評価する。

##### (1)入札価格の得点化方法

入札価格については、以下の方法で得点を算定する。

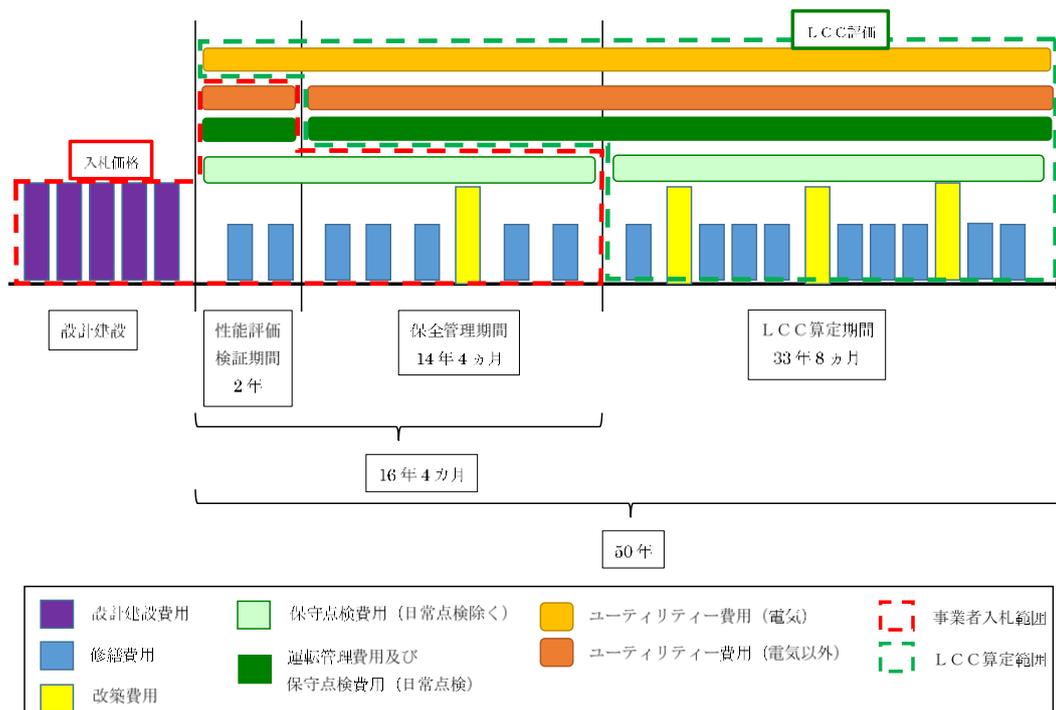
- 入札参加者中、提案書に記載された提案価格が最低である者を1位とし、価格点の満点である60点を付与する。
- 他の入札参加者の価格点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。
- 「評価価格」は、現在価値化せずに入札価格をそのまま用いる。
- 価格の点数化では、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値を使用する。

$$\text{入札価格点} = \text{入札価格点の満点} \times \text{入札最低提案価格} / \text{入札当該提案価格}$$

##### (2)LCC 提案価格の得点化方法

LCC 提案価格についても、入札価格と同じ方法で得点を算定する。

- 入札参加者中、提案書に記載された提案価格が最低である者を1位とし、価格点の満点である40点を付与する。
- 他の入札参加者の価格点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。
- 「評価価格」は、現在価値化せずに入札価格及びその内訳の金額により算出したLCC提案価格をそのまま用いる。
- 価格の点数化では、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値を使用する。
- LCC 提案価格の対象施設は、以下の①から③までのすべてを対象とする。
  - ①事業者が設計・建設を行うすべての機械設備
  - ②事業者が設計・建設を行うすべての電気設備
  - ③事業者が設計・建設を行う建築施設のうち、すべての換気設備



## 第9 落札者の決定

本市は、事業検討会議で提案内容評価及び総合評価点（内容点と価格点の合計）確認と意見を聴いた上で、優秀提案選定し、落札者を決定する。

ただし、2者以上の優秀提案者を選定した場合は、当該優秀提案者のうち価格点が最も高いものを落札者とし、価格点が最も高いものが2者以上あるときは、当該優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。

別表

表 落札者決定基準 (1/3)

大項目	中項目	評価内容	配点	計
(1)事業計画の実現性・安定性に関する事項	① 事業実施の基本方針	本事業の役割・目的等が深く理解されており、事業への取り組み方針・姿勢等が優れているか。官民連携事業の趣旨を的確に捉えており、優れた提案がなされているか。	2	14
	②各企業の役割分担及び関係等	代表企業による事業全体のマネジメントが的確で優れているか。本事業に関わる各構成企業、協力企業の役割や責任及び関係等が明確になっており、優れた提案がなされているか。	3	
	③PFI事業者の財務の健全性及び安定性の確保	資金調達計画について、確実性が高く、優れた提案がなされているか。	3	
		長期収支計画について、適正な採算性を確保した無理のない、優れた提案となっているか。		
	④リスク管理	財務の健全性・安定性の確保について、事業資金の不足、業務履行にかかる違約金・損害発生等への対応等、PFI事業者の破綻回避の観点から、優れた提案がなされているか。	2	
	⑤事業モニタリング	本事業における主要な潜在的リスクを抽出し、それらのリスク管理・対応策について、優れた提案がなされているか。(本事業に効果的と考えられる保険の付保、水処理施設の性能未達に対する対応等)	4	
事業者の財務状況、施設建設、サービス水準の維持・向上等に関するセルフモニタリングに対する実施内容・体制、市が実施するモニタリングに対する協力・報告内容等について、優れた提案がなされているか。				
設計及び施工時のセルフモニタリングについて優れた提案がなされているか。				
性能評価検証業務期間中のセルフモニタリングについて優れた提案がなされているか。				
	保全管理業務期間中のセルフモニタリングについて優れた提案がなされているか。			
(2)施設の信頼性・安定性に関する事項	①施設・設備計画	水処理施設について信頼のおける技術が提案されているか。(提案技術の長所・短所、短所への対策、維持管理の容易性を評価する。)	6	37
	②施設性能	水処理施設の処理性能について、優れた提案がなされているか。(提案技術の納入実績・運転実績及び流入水量・濃度変動への対応、晴天時・雨天時の処理水質に関する要求水準以上の提案を評価する。)	6	
		なお、砂ろ過施設の整備削減効果も本評価項目で評価する。		
	③施設の耐久性	水処理施設の平常時における経年劣化対策に関して優れた提案がなされているか。	4	
	④施設の拡張性・更新機能	水処理施設の冗長性、代替性、拡張性、更新時の機能維持性について、優れた提案がなされているか。(更新のしやすさを考慮した配管廊の呼び径、設備の予備機やバイパス施設の設置等の提案を評価する)	5	
	⑤危機管理機能	水処理施設の非常時における地震、津波対策に関して優れた提案がなされているか。	3	
	⑥既存施設との連携性	3系Ⅰ期水処理施設と既存施設との連携性について、優れた提案がなされているか。(流入水、処理水、汚泥、電気計装等の既存施設との平常時及び非常時の連携性について評価する。)	3	
	⑦設計・建設業務の実施体制等	確実かつ信頼できる設計・建設業務の履行が可能となる設計・建設業務実施体制(各責任者の業務実績、資格有無)について、優れた提案がなされているか。	2	
⑧施工計画	施工品質及び施工時における安全衛生管理について、優れた提案がなされているか。	8		
	現在稼働中の既存施設に対し、更新工事の際の影響を考慮した優れた施工計画の提案がなされているか。(水処理工程及び汚泥処理工程の安定化に資する提案を評価する。)			
	調査・設計、許認可等取得及び工事等の工程全般について、施設供用開始時期を踏まえた優れた計画がなされているか。(施工計画の確実性を工程表で評価する。)			

表 落札者決定基準 (2/3)

大項目	中項目	評価内容	配点	計
(3)性能評価 検証業務の信頼性・安定性に関する事項	①性能評価検証業務の実施体制等	効率的かつ安全・安定的な性能評価検証業務が可能となるよう、平常時の日中・夜間・休日の実施体制(責任者の実績、配置人員数、有資格者等)について、優れた提案がなされているか。 施設の故障等における非常時対応、及び自然災害時における危機管理対応について、優れた提案がなされているか。(市と事業者、維持管理業者との連絡・復旧体制、実施内容等を評価する。)	2	13
	②維持管理・運営計画	施設の維持管理・運営の効率化、安全性の維持・向上及び環境負荷低減を目的とした市が実施する日常点検、各種試験・計測に関する計画について、優れた提案がなされているか。	4	
	③性能評価検証業務	運転業務(性能評価検証業務)の実施により、当初提案した処理性能を確実かつ安定して満足させること、実現性の高い維持管理マニュアル策定に向けて優れた提案がなされているか。(季節変動、晴天時・雨天時の水量変動に対して安定した処理性能を評価する。)	4	
	④市への引継業務	技術継承を受ける市側の人的負荷について、引継ぎのための書類整備等を含め、優れた提案がなされているか。(市への引継ぎ期間の長さ、市側の引継ぎ実施体制を評価する。) 市への技術継承の確実性について、優れた提案がなされているか。	3	
(4)保全管理 業務の信頼性・安定性に関する事項	①保全管理業務の実施体制等	保全管理業務を確実かつ円滑に行うための実施体制について優れた提案がなされているか。	2	7
	②保全管理計画	点検・保守業務及び修繕計画について、長寿命化を考慮した優れた提案がなされているか。(点検項目や頻度、部品交換等計画的修繕を評価する。)適切なストックマネジメント計画の提案がなされているか。事業期間終了後の市への保全管理業務の引継ぎ等に関する優れた提案がなされているか。	5	
(5)環境保全 に関する事項	①施工時の環境保全性能	施工時における環境保全性能について、優れた提案がなされているか。(騒音、振動、臭気の抑制効果の提案を評価する。) 施工時における環境保全性能について、より優れた提案がなされているか。(工事等の工程全般を短縮する提案がなされているか。)	4	16
	②施設の環境保全性能	供用時において水処理施設の環境保全性能について、優れた提案がなされているか。(騒音、振動、臭気の抑制効果の提案を評価する。)	4	
	③土壌汚染対策	周辺住民への健康被害リスクの排除のための土壌汚染対策について優れた提案がなされているか。(対策の確実性・信頼性を評価する。)	4	
	④温室効果ガス削減効果	温室効果ガス排出量について、優れた提案がなされているか。(施設供用後の温室効果ガス排出量の多寡を評価する。)	2	
	⑤下水道資源、エネルギーの利活用	下水道資源、エネルギーの利活用に関する提案を評価する。(環境への配慮及びライフサイクルコストの低減に寄与を前提に、下水処理水、下水熱及び水位落差等の有効利用の提案を評価する。)	2	
(6)その他の 独自提案	①場内整備、上部利用	周辺環境に与える圧迫感を極力削減した施設高さの設定、周辺環境との調和に配慮した景観デザイン及び上部利用施設によるにぎわいの創出、地域への貢献度に関して、優れた提案がなされているか。(施設高さ、周辺環境との調和に配慮した景観デザイン、にぎわい創出に資する市民利用施設、民間収益施設の提案を評価する。ただし、上部利用施設へのアクセス道路は景観デザインの評価対象外とする。)	5	13
	②民間収益施設	民間収益施設に係る賃貸契約により市へ支払う賃料等について評価する。	2	
	③地域の活性化	大阪市内の地域企業等との協力・連携及び人材活用等、本事業を通じての地域の活性化について、優れた提案がなされているか。	2	
	④雨水滞水池の整備削減効果	応募者の高度処理等の提案により、雨水滞水池容量が縮小となる場合の削減効果について評価する。	2	
	⑤その他の独自提案	上記(1)から(5)及び(6)①から④に記載される審査項目以外の観点からの優れた提案がなされているか。	2	
		合計	100	100

表 落札者決定基準 (3/3)

大項目	中項目	評価内容	配点	計
(7)既存施設への影響	①既設特高受変電、自家発電設備	応募者の提案する水処理方法により、特別高圧受変電設備の整備が必要となる事象(増設容量の多寡)、自家発電設備の改造が必要となる事象(増設容量の多寡)を評価する。	-2	-3
	②既設汚泥濃縮設備	応募者の提案する水処理方法により、既存汚泥濃縮設備の改造が必要となる事象(不足容量の多寡)を評価する。	-1	
		合計	-3	-3